

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2026年2月号 | Volume 51

目次

01	今月のハイライト	p.1
02	各国税務ニュース(2026年2月1日時点)	p.2-3
	タイ フィリピン マレーシア ベトナム	
	インドネシア	
03	セミナー情報	p.4
04	各国問い合わせ先	p.5

今月のハイライト

1. タイ歳入局は2025年12月にトップアップ税に関する緊急勅令について、歳入局長通達を5通公布しました。これらの通達には通貨換算に関する規則およびトップアップ税の支払いや還付時の換算基準に係る通達などが含まれており、2025年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。
2. フィリピン内国歳入庁は2026年1月27日に税務調査等の再開に関する税務通達を公表しました。2025年11月24日に公表された税務通達により、進行中の全ての税務調査およびフィールドオペレーション業務が一時停止されていましたが、本通達の公表により、税務調査およびフィールドオペレーション業務が即日再開されます。
3. マレーシア国際貿易産業省は、2026年1月に新投資奨励フレームワークを公表しました。これにより、1986年投資促進法に基づく従来の優遇税制は2026年2月28日をもって受け付けを終了し、2026年3月1日から、新フレームワークのもとで製造業の優遇税制の申請が可能になります。なお、サービス業においては2026年第2四半期に適用が開始される予定です。

タイ



トップアップ税勅令に基づく通達の公布(12月4日交付分、12月24日交付分)

タイ歳入局は2025年12月に、トップアップ税に関する緊急勅令 B.E.2567(2024年)について、歳入局長通達を5通公布しました。これらの通達は、2025年1月1日以降に開始する事業年度のトップアップ税の算定から適用されます。

- 実質ベースの所得除外の対象となる、適格人件費カーブアウトおよび適格有形資産カーブアウトの算定規則、方法、および条件の決定
- タイに割り当てられる、UTPR(Undertaxed profits rule: 軽課税所得ルール)トップアップ税の計算をする際の従業員数と有形資産の帳簿価額を考慮するための基準、方法および条件
- 通貨換算に関する規則(金額的基準を含む外国通貨からタイバーツへの換算方法)およびトップアップ税の支払いや還付時の換算基準
- トップアップ税勅令第27条に規定される「除外事業体」の特性
- トップアップ税勅令第41条に基づく少数被保有構成事業体(Minority-owned constituent entity : MOCE)、投資事業体、無国籍構成事業体に関する具体的な規則、手続きおよび条件

フィリピン



フィリピン税務調査およびフィールドオペレーションの再開

内国歳入庁(BIR)は2026年1月27日に税務通達(RMC No. 8-2026 および RMO No. 1-2026)を公表しました。2025年11月24日に公表された RMC No. 107-2025 により、進行中の全ての税務調査およびフィールドオペレーション業務が一時停止されていましたが、約2カ月の見直し期間を経て、2026年1月27日 RMC No. 8-2026 および RMO No. 1-2026 を公表し、税務調査を即日再開する旨を発表しています。なお、今後の税務調査は RMO No. 1-2026 に基づく手続きにより実施されることが明らかになっています。

マレーシア



新投資奨励フレームワークの公表

マレーシア国際貿易産業省(MITI)は、2026年1月に新投資奨励フレームワークを公表しました。これにより、1986年投資促進法に基づく従来の優遇税制は2026年2月28日をもって受け付けを終了し、2026年3月1日から、新フレームワークのもとで製造業の優遇税制を申請することが可能になります。サービス業については、2026年第2四半期に適用が開始される予定です。新フレームワークの主な内容は、以下の通りです。

- 研究開発の実施や先端技術の活用、高付加価値人材の雇用、一定の量の原材料の国内調達、一定のセクターで特許を有する製品の製造、包摂的な雇用、ESGの観点で貢献があるなどが条件として求められます。
- 付与される優遇措置は、法人税の軽減税率(0%から15%まで)または固定資産投資額の追加控除(従来の投資税額控除の制度と同様)になります。

ベトナム



2026年1月より事業許可料(Business licence fee)の廃止

国会は、2025年5月に民間経済部門の発展促進を目的とした各種措置を定める決議第198/2025/QH15号を公布しました。決議198に基づき、事業許可料(Business licence fee)は2026年1月1日付で廃止されました。

新特別消費税(SCT)に関する新政令および通達

2025年6月14日に新しい特別消費税法(Special Consumption Tax Law: SCT法)が可決されたことを受け、政府および財務省は政令第360/2025号および通達第158/2025号を公布しました。

これらの規定は2026年1月1日から施行され、新SCT法の詳細な実施枠組みを定めています。

税務総局は、2025年12月9日に居住者および非居住者の税務上の判定に関する税務総局規則第PER-23を発行しました。これにより、海外で勤務するインドネシア人労働者に対する所得税の取り扱いを定めたPER-02および類似の事項を規定したPER-43が廃止されます。追加情報として、以下4点が挙げられます。

1. 183日間の判定方法
2. 実行的管理場所 (Place of effective management: PEM)
3. 重要な利益の中心を判断するための近親者の定義
4. 外国税務上の居住者ステータス申請期限

2026 年度税制改正速報解説

PwC 税理士法人は 2026 年 2 月 6 日(金)より、2026 年度税制改正の主な改正項目について解説するオンラインセミナーをオンデマンド配信します。

配信期間:2026 年 2 月 6 日(金)~6 月 30 日(火)

戦略的アウトソーシングによる税務の複雑化と人材不足への対応—生成 AI 活用の潮流と取り組み—

本セミナーでは、企業の内部リソース(インソーシング)と、外部専門家のリソース(アウトソーシング)を戦略的に組み合わせることで、業務の全体最適化を促進するサービスである Tax Transformation Accelerator をご紹介します。また、業務効率化やナレッジ、ノウハウの蓄積において必須となる生成 AI の活用に関して、経理・税務部門でのトレンドや取り組みについてお話しします。

配信期間:2025 年 7 月 24 日(木)~2026 年 6 月 30 日(火)

日豪税務コネクト – Public Country by Country Reporting

2024 年 7 月より施行された「オーストラリアのパブリック・カントリー・バイ・カントリー(CbC)レポーティング」制度について取り上げます。本制度は、一定規模以上の多国籍企業グループに対し、国別の税務・財務情報の公表を義務付けるものであり、日系企業の本社およびオーストラリア現地法人にとって重要な対応事項となっています。適用範囲は広範であり、透明性確保の観点からも、日本の本社およびオーストラリアの子会社の双方にとって重要なコンプライアンスかつガバナンスの課題となっています。この制度について、日本語で、ウェブキャストを通じて以下の内容を説明いたします。

- オーストラリアのパブリック・カントリー・バイ・カントリー(CbC)レポーティングの概要
- 公開が求められる主要な情報項目と想定されるデータソース
- ほかの制度や義務(例:EU の公開 CbC 報告、OECD の非公開 CbC 報告)との主な相違点
- 日本の本社およびオーストラリア拠点の現地スタッフが取るべき実務上の対応(データ準備、ガバナンス、対外開示など)

配信期間:2025 年 11 月 26 日(水)~2026 年 3 月 16 日(月)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwC の貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人 (税理士法人 パートナー)、菅原 竜二 (PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人 (日本)	神保 真人、野田 幸嗣 (移転価格)、大橋 全寿 (移転価格)、青木 一憲 (金融・不動産)	
PwC インドネシア	菅原 竜二 (カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、濱田 孝一、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原 匡史、余村 裕樹	問い合わせ先: id_jbd@pwc.com
PwC タイ	魚住 篤志 (カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦	問い合わせ先: th_jbd@pwc.com
PwC ベトナム	今井 慎平 (カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、武田 勇人	問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com
PwC フィリピン	東城 健太郎 (カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com
PwC マレーシア	杉山 雄一 (カントリーリーダー)、佐藤 祐司、緩詰 真梨子	問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ (カントリーリーダー)、宮尾 祥平、松本 弥生、青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwC オーストラリア	寺崎 信裕 (税務カントリーリーダー)、長尾 林太郎、信夫 将	問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース (有料) を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 136 カ国に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.